

○郡山市廃棄物処理業者等に対する行政処分事務処理要領

平成 13 年 12 月 27 日制定

平成 15 年 11 月 20 日一部改正

平成 17 年 3 月 29 日一部改正

平成 17 年 12 月 15 日一部改正

平成 26 年 3 月 7 日一部改正

[環境部 5 R 推進課]

第 1 条 (目的)

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく事業の停止、法第 7 条の 4 及び第 14 条の 3 の 2（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し、法 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7 の規定に基づく使用の停止又は法 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3 の規定に基づく許可の取消し（以下「行政処分」という。）を命ずる場合の事務処理について必要な事項を定め、もって行政処分の適正な執行を図ることを目的とする。

第 2 条 (定義)

この要領における用語の意義は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。）の例による。

第 3 条 (行政処分の対象者)

この要領における行政処分の対象者は、法第 7 条第 1 項及び第 6 項、法第 14 条第 1 項及び第 6 項並びに法第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項の規定に基づき、市長から許可を受けた一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業を行っている者（以下「許可業者」という。）及び法第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（以下「処理施設設置者」という。）が、法第 7 条の 3、法第 7 条の 4、法第 9 条の 2、法第 9 条の 2 の 2、法第 14 条の 3、法第 14 条の 3 の 2、法第 14 条の 6、法第 15 条の 2 の 7 又は法第 15 条の 3 の規定に該当した者とする。

第 4 条 (行政処分の基準)

許可の取消し等の行政処分に係る違反行為及び処分基準は別表のとおりとし、当該許可業者が有する廃棄物処理業のすべての種類の許可及び当該処理施設設置者が有する廃棄物処理施設のすべての種類の設置許可に対して行政処分を行うことができるものとする。

第 5 条 (事業停止期間の合算等)

一の許可について複数の事業の停止命令に係る違反行為を根拠として行政処分を行う場合の事業停止の期間は、それぞれの違反行為に係る事業停止の期間を合算した期間とする。この場合において、合算した期間が 90 日を超えることとなるときは、当該許可の取消しに移行するものとする。

第 6 条 (加算措置)

事業の停止命令に係る違反行為があった場合において次の各号のいずれかに該当するときは、別表に規定する事業停止の期間に当該期間の 2 分の 1 を限度として加算することができる。この場合において、加算した後の期間が 90 日を越えるときは、許可の取消しに移行するものとする。

(1) 違反行為が繰り返し行われていたものであると認められるとき。

- (2) 違反行為により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- (3) 改善措置を講じない、又は改善措置が不十分であると認められるとき。
- (4) その他、加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

2 前項の規定は、前条の規定と重複して適用することができる。

第6条の2（軽減措置）

次の各号に該当する場合は、行政処分の内容を軽減することができるものとする。ただし、取消し処分に該当する行政処分の軽減については、事業の全部停止とし、その期間は30日を下らないこととする。

- (1) 生活環境の保全上支障が生じないとき。
- (2) 原状回復を行ったとき。
- (3) その他、軽減するに足りる相当な理由があると認められるとき。

第7条（行政処分の手続き）

市長は、行政処分をすべき事実を知り得たときは、必要な資料等を整え、別記様式により行政処分調書を作成するものとする。この場合において、必要に応じ法第18条又は第19条の規定に基づき、当該許可業者又は当該処理施設設置者に対して、当該事実に関する報告を求め、又は立入検査を行なうものとする。

第8条（県警本部長への意見聴取）

市長は、必要に応じ法第23条の3第2項の規定に基づき、法第14条第5項第2号ロからへまでに該当する事由の有無について、福島県警察本部長の意見を聴くことができる。

第9条（行政処分の検討）

市長は、処分しようとする者について行政手続法（平成5年法律第88号）に規定する意見陳述のための手続を経て処分内容を検討するものとする。ただし、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき、又は法第14条第5項第2号ロからへまでのいずれかに該当するに至った対象者を処分しようとする場合で、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書、関係地方公共団体から取消処分を行なった旨の書面による連絡等客観的な資料によって証明できる場合には、この限りではない。

第10条（行政処分の決定通知）

市長は、行政処分を行う場合は、行政処分の内容並びに処分する理由及び根拠条項等を明示し、必要に応じ行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく教示を付して、被処分者に書面により通知するものとする。この場合における通知は、被処分者に配達証明による郵送又は手交により行うものとする。

第11条（行政処分の公表等）

市長は、行政処分を行った場合は、次に掲げる事項を公表及び公告する。ただし、当該事実が郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）第7条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、当該情報を公開しないものとする。

- (1) 行政処分の対象者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 行政処分を行った日（以下「処分日」という。）
- (3) 行政処分の内容
- (4) 行政処分の根拠法令
- (5) 行政処分の原因となった事実

2 前項の規定による公表は、郡山市のホームページへの掲載及び報道機関等を通じて公表するものとする

3 第1項の規定による公表の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 許可の取消し 処分日の翌日から起算して5年が経過する日までの期間
- (2) 事業又は施設の使用の停止 処分日から当該行政処分の履行期間が満了する日までの期間
- (3) 前2号に該当しないもの 処分日から当該行政処分の履行期限の日までの期間

第12条（関係機関等への通知等）

市長は、行政処分を行った場合は、都道府県及び法第24条の2第1項に規定する政令で定める市に通知するとともに環境省へ報告する。

第13条（許可証の返納等）

市長は、行政処分を行った場合は、被処分者から許可証を返納させるものとする。

- 2 市長は、事業停止命令により返納させた許可証は、停止期間が満了したときに被処分者に返付するものとする。

第14条（行政処分後の確認）

市長は、行政処分を行った場合は、当該処分に係る事業が停止、又は廃止されていることを立入検査等により確認するものとする。

附 則

この要領は、平成13年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月7日から施行する。

別表（第4条関係）

許可の取消し等の要件（1、2の違反行為は罰条をもって記載）	処分内容
1 法第7条の4第1項第5号、第9条の2の2第1項第2号、第14条の3の2第1項第5号及び第15条の3第1項第2号（「情状が特に重いとき」に相当）	
(1) 無許可営業（法第25条第1項第1号） （関連条文） 法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項	許可取消し
(2) 不正手段による営業許可取得（法第25条第1項第2号） （関連条文） 法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6又は第14条の4第1項若しくは第6項（第7条第2項若しくは第7項、第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の許可の更新を含む。）	許可取消し
(3) 無許可事業範囲変更（法第25条第1項第3号） （関連条文） 法第7条の2第1項、第14条の2第1項又は第14条の5第1項	許可取消し
(4) 不正手段による事業範囲変更許可取得（法第25条第1項第4号） （関連条文） 法第7条の2第1項、第14条の2第1項又は第14条の5第1項	許可取消し
(5) 事業停止命令違反、措置命令違反（法第25条第1項第5号） （関連条文） 法第7条の3、第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。）、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項	許可取消し
(6) 委託基準違反（法第25条第1項第6号） （関連条文） 法第6条の2第6項、第12条第5項又は第12条の2第5項	許可取消し
(7) 名義貸しの禁止違反（法第25条第1項第7号） （関連条文） 法第7条の5、第14条の3の3又は第14条の7	許可取消し
(8) 施設無許可設置（法第25条第1項第8号） （関連条文） 法第8条第1項又は第15条第1項	許可取消し
(9) 不正手段による施設設置許可取得（法第25条第1項第9号） （関連条文） 法第8条第1項又は第15条第1項	許可取消し
(10) 施設無許可変更（法第25条第1項第10号）	許可取消し

(関連条文) 法第9条第1項又は第15条の2の6第1項	
(11)不正手段による施設変更許可取得(法第25条第1項第11号) (関連条文) 法第9条第1項又は第15条の2の6第1項	許可取消し
(12)無確認輸出(法第25条第1項第12号) (関連条文) 法第10条第1項(第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)	許可取消し
(13)受託禁止違反(法第25条第1項第13号) (関連条文) 法第14条第15項又は第14条の4第15項	許可取消し
(14)不法投棄(法第25条第1項第14号) (関連条文) 法第16条	許可取消し
(15)不法焼却(法第25条第1項第15号) (関連条文) 法第16条の2	許可取消し
(16)指定有害廃棄物の処理禁止違反(法第25条第1項第16号) (関連条文) 法第16条の3	許可取消し
(17)無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂(法第25条第2項) (関連条文) 法第10条第1項(第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第16条及び第16条の2	許可取消し
(18)委託基準違反、再委託禁止違反(法第26条第1号) (関連条文) 法第6条の2第7項、第7条第14項、第12条第6項、第12条の2第6項、第14条第16項又は第14条の4第16項	許可取消し
(19)施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反(法第26条第2号) (関連条文) 法第9条の2、第15条の2の7又は第19条の3	許可取消し
(20)施設無許可譲受け・無許可借受け(法第26条第3号) (関連条文) 法第9条の5第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)	許可取消し
(21)無許可輸入(法第26条第4号) (関連条文) 法第15条の4の5第1項	許可取消し

<p>(22) 輸入許可条件違反（法第 26 条第 5 号）</p> <p>（関連条文）</p> <p>法第 15 条の 4 の 5 第 4 項</p>	許可取消し
<p>(22) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（法第 26 条第 6 号）</p> <p>（関連条文）</p> <p>法第 16 条又は第 16 条の 2</p>	許可取消し
<p>(23) 無確認輸出予備（第 27 条）</p> <p>（関連条文）</p> <p>法第 10 条第 1 項（第 15 条の 4 の 7 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）</p>	許可取消し
<p>2 法第 7 条の 3 第 1 号、第 9 条 2 第 1 項第 3 号、第 14 条の 3 第 1 号及び第 15 条の 2 の 7 第 3 号</p>	
<p>(1) 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（第 28 条第 2 号）</p> <p>（関連条文）</p> <p>法第 15 条の 19 第 4 項又は第 19 条の 10 第 1 項</p>	停止 90 日間
<p>(2) 虚偽管理票交付（法第 29 条第 8 号）</p> <p>（関連条文）</p> <p>法第 12 条の 4 第 1 項</p>	停止 90 日間
<p>(3) 管理票に係る勧告の措置命令違反（法第 29 条第 13 号）</p> <p>（関連条文）</p> <p>法第 12 条の 6 第 3 項</p>	停止 90 日間
<p>(4) 施設使用前検査受検義務違反（法第 29 条第 2 号）</p> <p>（関連条文）</p> <p>法第 8 条の 2 第 5 項（第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 15 条の 2 第 5 項（第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）</p>	停止 60 日間
<p>(5) 保管届出義務違反（法第 29 条第 1 号（第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。））</p> <p>（関連条文）</p> <p>法第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項</p>	停止 30 日間
<p>(6) 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第 29 条第 3 号）</p> <p>（関連条文）</p> <p>法第 12 条の 3 第 1 項（第 15 条の 4 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）</p>	停止 30 日間
<p>(7) 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第 29 条第 4 号）</p> <p>（関連条文）</p> <p>法第 12 条の 3 第 3 項前段</p>	停止 30 日間
<p>(8) 管理票回付義務違反（法第 29 条第 5 号）</p> <p>（関連条文）</p>	停止 30 日間

法第 12 条の 3 第 3 項後段	
(9) 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (法第 29 条第 6 号) (関連条文) 法第 12 条の 3 第 4 項若しくは第 5 項又は第 12 条の 5 第 5 項	停止 30 日間
(10) 管理票・同写し保存義務違反 (法第 29 条第 7 号) (関連条文) 法第 12 条の 3 第 2 項、第 6 項、第 9 項又は第 10 項	停止 30 日間
(11) 引受禁止違反 (法第 29 条第 9 号) (関連条文) 法第 12 条の 4 第 2 項	停止 30 日間
(12) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告 (法第 29 条第 10 号) (関連条文) 法第 12 条の 4 第 3 項又は第 4 項	停止 30 日間
(13) 電子管理票虚偽登録 (法第 29 条第 11 号) (関連条文) 法第 12 条の 5 第 1 項 (第 15 条の 4 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。)	停止 30 日間
(14) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告 (法第 29 条第 12 号) (関連条文) 法第 12 条の 5 第 2 項又は第 3 項	停止 30 日間
(15) 処理困難通知義務違反・虚偽通知 (法第 29 条第 14 号) (関連条文) 法第 14 条第 13 項又は第 14 条の 4 第 13 項	停止 30 日間
(16) 処理困難通知保存義務違反 (法第 29 条第 15 号) (関連条文) 法第 14 条第 14 項又は第 14 条の 4 第 14 項	停止 30 日間
(17) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (法第 29 条第 16 号) (関連条文) 法第 15 条の 19 第 1 項	停止 30 日間
(18) 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 (法第 30 条第 1 号) (関連条文) 法第 7 条第 15 項 (第 12 条第 13 項、第 12 条の 2 第 14 項、第 14 条第 17 項及び第 14 条の 4 第 18 項において準用する場合を含む。) 又は第 7 条第 16 項 (第 12 条第 13 項、第 12 条の 2 第 14 項、第 14 条第 17 項及び第 14 条の 4 第 18 項において準用する場合を含む。)	停止 30 日間
(19) 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出 (法第 30 条第 2 号)	停止 30 日間

<p>(関連条文)</p> <p>法第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)、第9条第3項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)、若しくは第4項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)、又は第9条の7第2項(第15条の4において準用する場合を含む。)</p>	
<p>(20) 定期検査拒否・妨害・忌避 (法第30条第3号)</p> <p>(関連条文)</p> <p>法第8条の2の2第1項又は第15条の2の2第1項</p>	停止 30 日間
<p>(21) 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 (法第30条第4号)</p> <p>(関連条文)</p> <p>法第8条の4(第9条の10第8項、第15条の2の4及び第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)</p>	停止 30 日間
<p>(22) 処理責任者等設置義務違反 (法第30条第5号)</p> <p>(関連条文)</p> <p>法第12条第8項又は第12条の2第8項</p>	停止 30 日間
<p>(23) 報告拒否、虚偽報告 (法第30条第6号)</p> <p>(関連条文)</p> <p>法第18条</p>	停止 30 日間
<p>(24) 立入検査拒否・妨害・忌避 (法第30条第7号)</p> <p>(関連条文)</p> <p>法第19条第1項又は第2項</p>	停止 30 日間
<p>(25) 技術管理者設置義務違反 (法第30条第8号)</p> <p>(関連条文)</p> <p>法第21条第1項</p>	停止 30 日間
<p>(26) 事故時応急措置命令違反 (法第29条第17号)</p> <p>(関連条文)</p> <p>法第21条の2第2項</p>	応急措置に必要な期間の停止
<p>(27) その他の違反行為</p>	停止 10 日
<p>3 法第7条の3第2号及び第7条の4第2項、第9条の2第1項第1号、第2号及び第9条の2の2第2項、第14条の3第2号及び第14条の3の2第2項並びに第15条の2の7第1号、第2号及び第15条の3第2項</p>	改善に必要な期間の停止又は許可取消し(改善が不可能な場合)
<p>4 第7条の3第3号及び第9条の2第1項第4号、第14条の3第3号及び第15条の2の7第4号</p>	停止 30 日間

別記様式（第7条関係）

行政処分調書

1 処分しようとする者

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 許可番号
- (4) 事業の範囲
 - 事業の区分
 - 廃棄物の種類
 - 許可年月日

2 違反事実の概要

- (1) 違反事実の概要
- (2) 適用条項

3 経緯

4 処分案

- (1) 処分しようとする内容
- (2) 処分しようとする理由及び根拠条項等

(添付資料)